

# 一時保育の利用料の無償化について（東京都単独型一時保育）

東京都単独型一時保育（下記の園で実施）を利用されている方は、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用料の補助を受けられる場合がありますので、下記の内容をご確認ください。

一時保育の実施園詳細、手続き書類等は、まちだ子育てサイトに掲載しています。利用前によく確認してください。



まちだ子育てサイト  
一時保育のページ

| 項目                | 内容   |  |
|-------------------|--|--|
| 対象児童              | 3～5歳児（ただし、住民税非課税世帯の0～2歳児は対象）<br>保育認定（※1）を受け、保育園等に在園していない市内のお子さん  |  |
| 給付限度額             | 37,000円/月（※2）<br>（新3号認定児 42,000円/月）  |  |
| 申請先               | 町田市 子ども生活部 子ども総務課 市庁舎2階202窓口   |  |
| 実施施設<br>2024年7月時点 | 堺地域<br>小山保育園（本園）<br>もみの木保育園<br>かえで保育園<br><br>忠生地域<br>町田ときわ保育園<br>ひかりの子保育園（本園）<br>ひかりの子保育園（分園ぶどうの木）<br><br>鶴川地域<br>小野路保育園（本園）<br>小野路保育園（分園）<br>みどりの森保育園<br>鶴川フェリシア保育園 | 町田地域<br>本町田わかくさ保育園<br>未来保育CLUB<br>まちっこ保育園<br>太陽の子町田駅前保育園<br><br>南地域<br>こびとのもり保育園 |

（※1）子育てのための施設等利用給付認定の2・3号（いわゆる新2号・新3号）です。

（※2）給付限度額については、国基準の一時保育、東京都基準の一時保育のほか、認可外保育施設、ベビーシッター、病児・病後児保育、町田市ファミリー・サポート・センターの利用料と合わせた上限額となります。また、幼稚園等に在園して預かり保育と併用する場合の上限は、月額11,300円（新3号認定児は月額16,300円）となります。

☎ 問合せ先 042-722-3111（町田市役所代表電話）



● 幼稚園・保育園・認定こども園の利用や教育・保育の認定に関すること

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係 TEL：042-724-2137 FAX：050-3161-8635

● 一時保育事業の制度に関すること

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 管理係 TEL：042-724-2138 FAX：050-3161-8635

